

# 公の施設における使用料等の考え方（案）



上田市

令和 年 月 日

【令和5年6月現在(案)】

# 目次

1	趣旨	1
2	基本的な考え方	2
(1)	算定方法の統一化	2
(2)	定期的な見直し	2
(3)	効果的・効率的な施設運営	2
2	対象とする料金	3
3	料金の算定方法	4
(1)	基本的な算定方法	4
(2)	算定の対象とする経費	5
ア	管理コストに含める経費	5
イ	管理コストに含めない経費	6
(3)	利用者の負担割合	7
ア	施設の種類と利用者負担割合	7
イ	施設別の利用者負担割合	7
(4)	料金の算定方法	8
ア	会議室などの一定の区画を貸し出す施設	8
イ	不特定多数の個人が同時に利用する施設	8
(5)	その他の設定	8
ア	同種・類似のサービスを提供する施設の料金	8
イ	市民以外の料金	8
ウ	営利目的利用	8
エ	曜日・時間による加算	9
オ	空調・照明・附属器具等の料金	9
4	定期的な見直し	10
(1)	見直しの時期	10
(2)	改訂の幅（上限・加減の設定）	10
(3)	料金の単位	10
(4)	消費税の取扱い	10
(5)	市民への周知	10
5	減額・免除	11
(1)	現状・課題	11
(2)	基本的な考え方	11
(3)	基準	12
(4)	施設ごとの基準の設定	13
(5)	その他	13
ア	減免の申請	13
イ	空調・照明等の料金	13
ウ	適正な運用	14
エ	指定管理者制度導入施設での取扱い	14
	使用料等減免のフロー	14
	使用料等の減免（市長が特に必要と認めるもの）適用チェックシート	15

## 1 趣旨

---

市は、「公共施設マネジメント基本方針」に基づいて、施設を適切に維持管理し、必要なサービス提供を継続していくことを目指しています。

公の施設<sup>※1</sup>（以下「施設」という。）の維持やサービスの提供に要する費用は、税金（市費）と、施設の利用者が負担する使用料<sup>※2</sup>・利用料金<sup>※3</sup>（以下「料金」という。）により賄われており、その料金は市内外の類似施設を参考に設定してきました。

しかし、平成18年3月6日の市町村合併による「新上田市」の発足以降、統一した基準による料金の見直しを行っておらず、施設ごとの水準に差が生じています。また、見直しを行っていないことから、維持管理経費の増減など社会経済情勢の変化が反映されておらず、利用者が負担する料金と、市費負担の割合に不均衡が生じています。

この『公の施設における使用料等の考え方』（以下「基本方針」という。）は、統一した料金算定の基本的な考え方などを定めるとともに、定期的に料金を見直し、社会経済情勢の変化に的確に対応した料金設定とすることを目的としています。

### ※1 「公の施設」

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設ける施設（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第244条）

### ※2 「使用料」

地自法第225条に基づく許可を受けて行政財産の使用又は公の施設の利用につき徴収することができるもの

### ※3 「利用料金」

地自法第244条の2第8項に基づき、指定管理者の収入として收受させている公の施設の利用に係る料金

## 2 基本的な考え方

---

### (1) 算定方法の統一化

施設の料金の算定方法は、市民や利用者にわかりやすく、また、施設により不平等が生じないように、共通の算定式を用います。

算定の基礎となる施設の維持管理費は、それぞれの施設に係る経費を用います。

また、公の施設の性質は多様であるため、一律同様の割合ではなく、施設を性質に応じて分類し、算定します。

### (2) 定期的な見直し

利用者が負担する割合を適正に維持するため、社会経済情勢の変化や施設の維持管理経費が適時に反映されるよう、原則、5年ごとに料金の見直しを行います。また、基本方針についても、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

### (3) 効果的・効率的な施設運営

施設の運営にあたっては、公民連携の取組や経費節減、利用者・利用率の増加策などを積極的に検討・導入し、効果的で効率的な運営に努めます。

業務の見直しなどによる経費の節減は、料金の低減につながります。

利用者数の増加や利用率の向上は、施設の有効活用はもとより、料金収入が増加することで、市費負担の縮減につながります。

### 3 対象とする料金

---

基本方針の対象となる料金は、原則すべての料金とします。

ただし、国等から算定基準や単価が示されているものは、法令等に準じて見直しを行うこととし、基本方針の対象としません。

#### 【対象外とする施設の例】

保育所、幼稚園、児童クラブ、学童保育所、母子福祉施設、障がい者福祉施設、  
デイサービスセンター、都市公園、公営住宅、病院

また、民業圧迫の恐れがあるものや、他自治体の類似する施設と同じ算定方法を適用すべきもの、政策的な判断により基本方針を適用し難いものなどは、基本方針の算定方法を適用せず、個別に料金を設定できることとしますが、見直しの時期は基本方針に沿うものとしします。

#### 【料金の算定方法を適用しない施設の例】

公営駐車場、宿泊施設、博物館、美術館、文化ホール、福祉住宅、霊園、  
森林公園、汚水処理施設

## 4 料金の算定方法

施設の料金の算定方法は、市民や利用者にわかりやすく、また、施設により不平等が生じないように、共通の算定式を用いることとします。

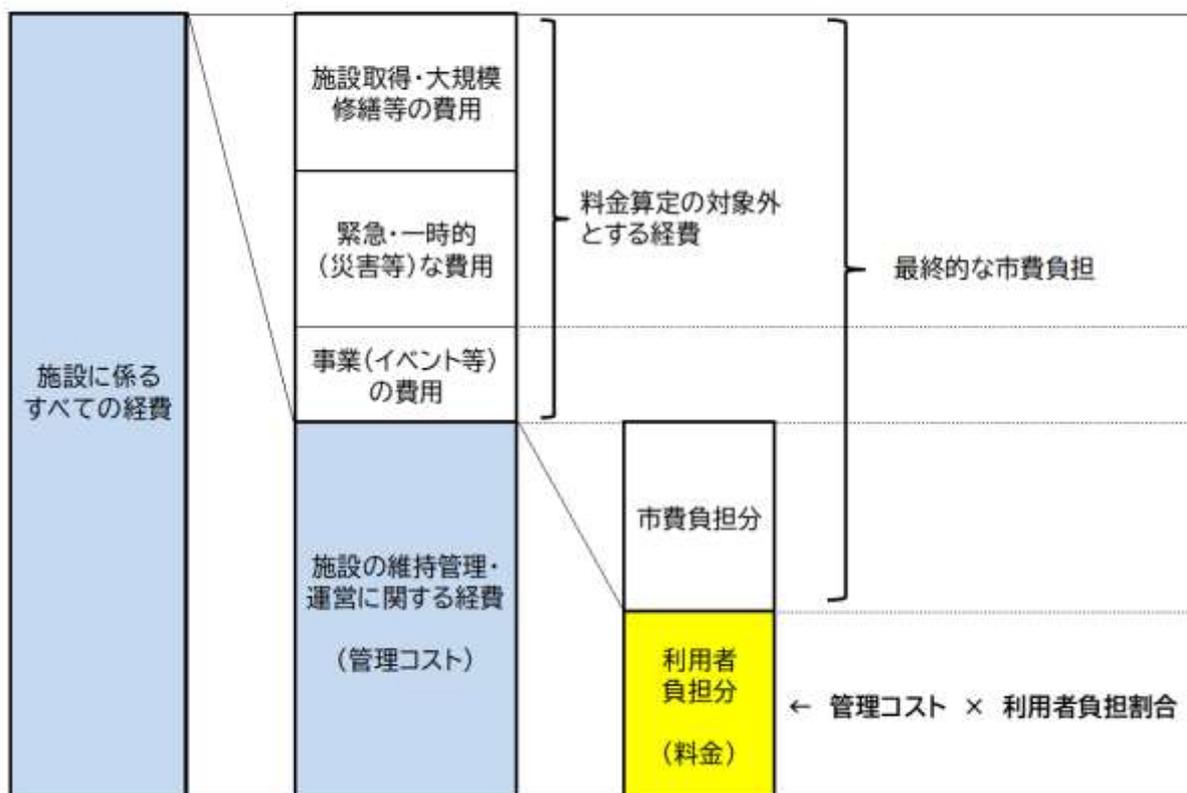
### (1) 基本的な算定方法

施設に係る経費のうち、統一的な基準で算定した金額を利用者が負担すべき「**管理コスト**」と定め、提供するサービスの性質により分類した「**利用者負担割合**」を管理コストに乗じることで得た金額を料金の目安とします。

### 基本算定式

$$\text{料金の目安} = \text{管理コスト} \times \text{利用者負担割合}$$

### 料金算定のイメージ



(2) 算定の対象とする経費

施設に係る経費を、算定の対象とする管理コストとそれ以外に区分し、施設ごとの管理コストを算出します。

ア 管理コストに含める経費

管理コストに含める費用は、施設の維持管理とサービスの提供に要する「人件費」、「物件費」、「維持補修費」及び「指定管理業務に係る経費」とし、直近5年間の決算額の平均を利用します。

項 目		内 容
人件費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人件費＝人件費単価×職員数 人件費単価は職員・任期付職員・再任用職員・会計年度任用職員それぞれの平均給与額を用います。</li> <li>・ 対象は、行政サービスの提供に直接従事する職員に要する経費（直接人件費）とします。</li> <li>・ 期末、勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職手当等は含みますが、退職手当は除きます。</li> </ul>
物件費	報償費	・ 施設の管理運営に関する委員会等の委員謝礼 指導員謝礼等
	需用費	・ 消耗品費、印刷製本費、光熱水費等
	役務費	・ 電話料、点検手数料等、火災保険料、建物保険料等
	委託料	・ 施設の運営や維持管理に係る業務の委託料
	使用料及び賃借料	・ 建物借上料、機器借上料、テレビ受信料等
	備品購入費	・ 事務用機器、器具等備品の購入費
	負担金	・ 事業、運営負担金等
その他		・ 当該施設の管理運営に要する経費
維持補修費		・ 施設や設備の修繕料、工事請負費等
指定管理業務に係る経費		・ 指定管理者が行う業務のうち、自主事業を除く業務に係る経費

## イ 管理コストに含めない経費

以下の経費は、管理コストに含めないものとします。

管理コストに含めない経費	理 由
施設の取得（用地取得費、建物建設費、償還利子等）、大規模修繕等※4に係る経費	市の施策として行政目的をもって建設されたものであり、誰もが利用することができる「市民全体の財産」であるため
一時的、臨時的に係る経費	自然災害、火災、事故等の特殊事情による一時的、臨時的な経費は、本来のサービス提供に要する経費とは異なるため
事業（イベント等）に係る経費	事業に係る経費は、原則として、別途、利用者の負担とすべきものであるため

### ※4 「大規模修繕」

建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）の一種以上について行う過半の修繕、模様替えをいいます。（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号及び第15号）

具体的には、6本の柱のうち4本を修繕すれば大規模修繕、瓦葺の屋根を全面金属板葺きに変更する行為は、大規模模様替となります。



#### (4) 料金の算定方法

##### ア 会議室など一定の区画を貸し出す施設

会議室など一定の区画を貸し出す施設では、管理コスト、面積、時間、利用者負担割合を基に1室（区画）あたりの料金を算定します。

$$\text{管理コスト} \div \text{貸出総面積} \div \text{年間開館時間} = 1\text{m}^2\text{当たりの時間コスト①}$$

$$\text{①} \times \text{貸出面積(室面積)} \times \text{貸出設定時間} = 1\text{室(区画)当たりのコスト②}$$

$$\text{②} \times \text{利用者負担割合} = \underline{1\text{室(区画)当たりの料金}}$$

※ 「年間開館時間」は、通常どおりに開館した場合の時間とします。

※ 「貸出総面積」は、利用者が占有する面積であり、他の利用者や市民で共有する玄関ホールやトイレ等の面積は含めません。

##### イ 不特定多数の個人が同時に利用する施設

温泉施設など不特定多数の個人が同時に利用する施設では、管理コスト、収入額、利用者負担割合を基に1人当たりの料金を算出します。

$$\text{管理コスト} \times \text{利用者負担割合} = \text{本来の料金収入額①}$$

$$\text{①} \div \text{料金収入額(直近5年平均)} = \text{倍率②}$$

$$\text{現在の料金} \times \text{②} = \underline{1\text{人当たりの料金}}$$

#### (5) その他の設定

##### ア 同種・類似のサービスを提供する施設の料金

同種・類似のサービスを提供する施設で、料金の均衡を図る必要がある場合は、施設をグループ化し算出できるものとしします。

##### イ 市民以外の料金

公の施設は、市民の財産であり、管理運営経費には税金も充てられていることから、市民以外の利用によって市民の利用に支障が生じる場合や、市民以外の利用が特に多い場合は、料金に差を設けることができるものとしします。

##### ウ 営利目的利用

営利目的の利用の場合は、民間の動向を踏まえた料金を設定できるものとしします。また、イで定める市民以外の料金に加算できるものとしします。

#### エ 曜日・時間による加算

(4)の算定方法では、曜日や時間による施設の管理コストの違いを加味しないため、利用の実態等を勘案し、曜日や時間により料金に差を設けることができるものとし、ます。

#### オ 空調・照明・附属器具等の料金

空調・照明等の料金は、実費相当分とします。

附属器具等については、器具の老朽度や使用状況等を考慮する必要があり、統一的な基準の策定は困難であるため、個別に料金を設定できるとし、料金の見直しを随時行います。

## 5 定期的な見直し

---

### (1) 見直しの時期

利用者が負担する割合を適正に維持するため、社会経済情勢の変化や施設の維持管理経費が適時に反映されるよう、原則、5年ごとに料金の見直しを行います。

なお、指定管理者制度の導入施設については、指定管理者の経営努力による業務合理化等を阻害する可能性があるため、原則として、指定期間中における料金の改正は行わないこととし、次期の指定管理者を募集するタイミングに合わせて行うものとします。

ただし、社会状況に大きな変化がある場合や、施設の運営方法を変更する場合などはこの限りではありません。

### (2) 改定の幅（上限・下限の設定）

改定する料金は、急激な価格の変動を防止するため、改定前の1.3倍の範囲内に収まるよう設定します。

### (3) 料金の単位

利用者の利便性及び窓口での料金取扱事務を勘案し、算出した料金は原則として50円単位で調整します。

### (4) 消費税の取扱い

消費税率の変動は管理コストに影響を与えることから、消費税率が改定される際は料金の見直しを行います。

### (5) 市民への周知

料金を改定する際は、経費や利用者負担割合などの考え方を広く周知するとともに、十分な周知期間を設定することとします。

## 6 減額・免除

---

### (1) 現状・課題

料金の減額又は免除（以下「減免」という。）は、政策的な特例措置として、経済的・社会的弱者や公益的な活動を行う団体の施設利用の促進や利便性の向上等のために実施しています。

しかしながら、市として統一的な減免の基準が定められておらず、判断の基準が利用者の性質や利用目的など施設ごとに異なる運用となっており、利用者間の公平性を損なう状況が生じています。

### (2) 基本的な考え方

減免は、施設の設置目的と、「市の主催や共催」の場合の公益性をもとにした基準を踏まえて判断することとします。

なお、減免は、施設使用の対価である料金を政策的に減額・免除するものであり、その適用にあたっては真にやむを得ないものに限定しなければなりません。

### (3) 基準

減免の判断は、「市の主催や共催」の場合の公益性を基準として、減免率を100%減免と50%減免の2種類とします。

原則として以下の表を基準とし、施設の設置目的と利用者の活動内容等を総合的に判断することとします。

区分	利用団体・利用内容	減免率	備考
1	市(市教育委員会・市が設置する附属機関等含む)及び市議会が主催・共催、委託する事業	100% 免除	後援・協賛は減免の対象外
2	公共団体(県・広域連合等)が主催・共催、委託する事業	100% 免除	・後援・協賛は減免の対象外 ・国が市の施設等を利用するときは、地方財政法第24条の規定により、原則料金を徴収することとなっている
3	当該施設の管理運営団体(指定管理者等)が施設の管理運営目的で利用する場合	100% 免除	
4	市内の保育所、幼稚園、認定こども園等、小中学校、特別支援学校及び学校加盟団体(体育・文化連盟)の活動(公立・私立を問わない)	100% 免除	幼児・児童・生徒等を対象に教育・保育活動(授業、行事、部活動の一環)として使用を行うための利用に限る
	上記以外の学校で、学校教育法に規定する学校及びこれに準ずる学校、学校加盟団体(体育・文化連盟)の活動(公立・私立を問わない)	50% 減額	
5	市内に所在する公共的団体等 <sup>※5</sup> が公益的な活動 <sup>※6</sup> をする場合	100% 免除	
	市内に所在する公共的団体等が行う上記以外の活動	50% 減額	
6	その他市長が必要と認める場合 <sup>※7</sup>	減額 又は免除	

#### ※5 「公共的団体等」

「公共的団体等」とは、農業協同組合、森林組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、青年団、婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でもよく、また法人でなくてもよいとされています。(行政実例 S24.1.13 自発第37号自治課長回答、S34.12.16 自丁行発第175号行政課長回答)

- ・設置について市町村の意思が関与(補助)しているもの(例:自治会など)
- ・市町村の区域を以て設置する旨の法的根拠があるもの(例:社会福祉協議会、商工会など)
- ・市町村の事業に大きく関与しているもの  
(例:観光協会、体育協会、文化団体、社会教育関係団体など)

#### ※6 「公益的な活動」

個人の利益（私益）や特定のグループだけの利益（共益）ではなく、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とするもの（上田市自治基本条例逐条解説）で、政治や宗教、公序良俗に反する活動を除きます。

「公益的な活動」は、将来のまちづくりの重要な役割であることから限定的に捉えるべきではなく、多様な市民の活動を公益的な活動としてより幅広く捉えるものとします。

#### ※7 「市長が特に必要と認める場合」

「市長が特に必要と認める場合」の減免は、条例や規則で例外規定として定められている減免の中でも、さらに例外的に減免するものであるため、減免の判断には公平・公正な観点で判断する必要がある、運用の際は減免理由及び金額を明確にしたうえで、文書で承認を得ることとします。

なお、当該減免の適用は原則1回とし、恒常的に適用されている場合は、規則等を改正することとします。

#### (4) 施設ごとの基準の設定

施設の目的と性質に応じ、(3)の減免基準に加えて具体的な減免の対象を定める場合は、(2)の基本的な考え方の趣旨を十分考慮し、条例や規則において明記します。

（例）

- ・ 未就学児、小・中学生が利用する場合
- ・ 障がいのある方が温浴施設を利用する場合（介助者を含む） など

#### (5) その他

##### ア 減免の申請

減免措置は、原則として施設利用者からの申請により、その都度申請に基づき決定されるべきです。

利用者が減免措置の適用を申請した場合は、減免の基準を満たしているかどうかを別紙の「判定フロー」や「確認方法」により確認することとし、利用者がこれに従わず、減免の基準を満たしているか確認できない場合は料金を減免しないこととします。

##### イ 空調・照明等の料金

空調・照明等の料金は、実費相当分として設定していることから、原則、料金を減免しないこととします。

## ウ 適正な運用

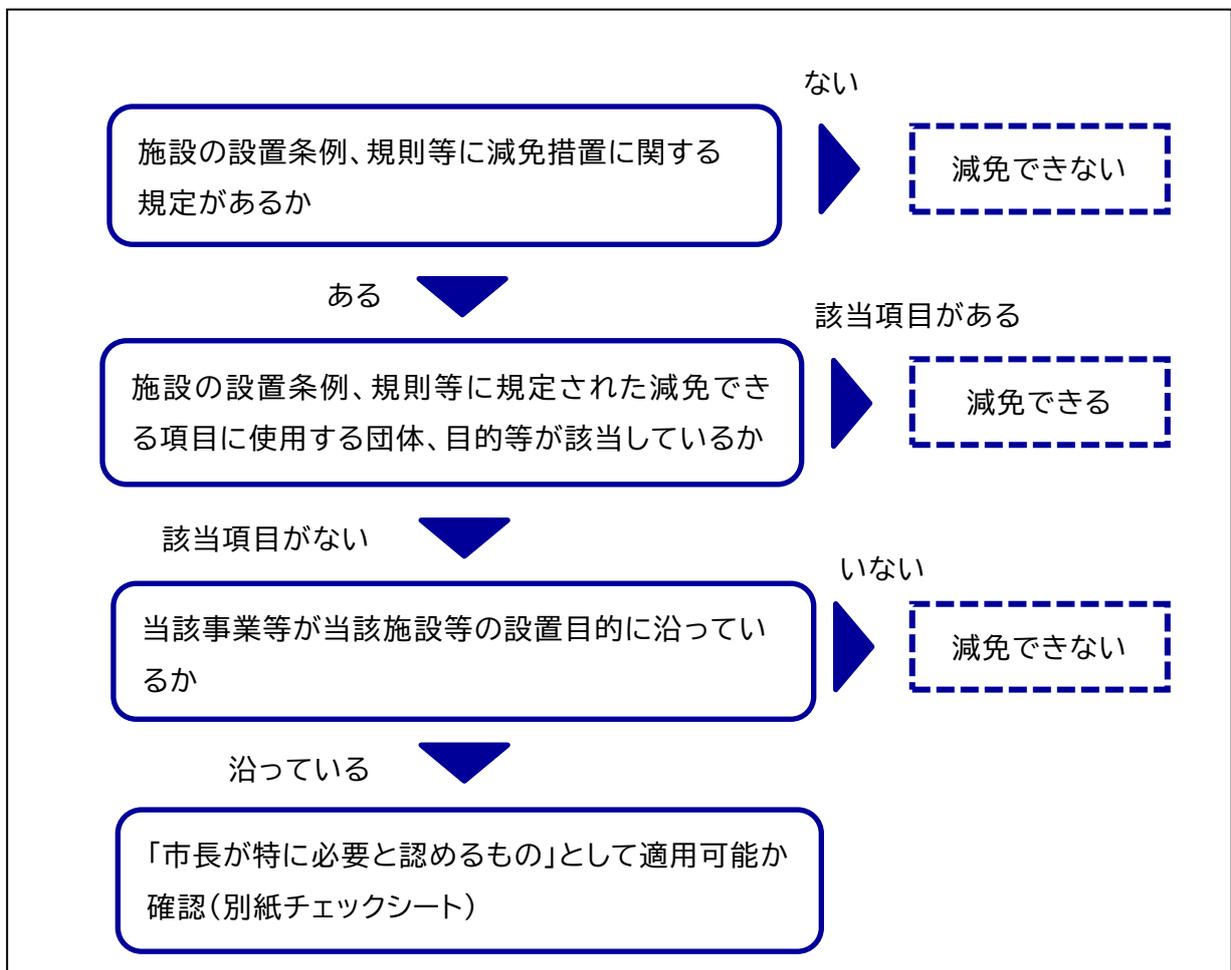
減免措置により公平性・公正性が損なわれないよう、減免対象者であることを客観的に証明できる身分証明書や資格の有無等の確認を徹底するなど、制度を適正に運用しなければなりません。

## エ 指定管理者制度導入施設での取扱い

減免措置は、政策的な特例措置として実施するものであるため、指定管理者制度導入施設においても、基本方針に沿った取扱いとします。

ただし、事前に市の許可を得た場合は、指定管理者が独自の裁量で減免を行うことができることとします。

### 使用料等減免の判定フロー



## 使用料等の減免(市長が特に必要と認めるもの)適用チェックシート

減免申請者 \_\_\_\_\_

使用施設 \_\_\_\_\_

チェック項目を確認した結果を✓で記入

No.	チェック項目	確認結果	
		該当する	該当しない
1	減免申請に必要な書類(事業計画書やパンフレット等)は提出されている		
2	当該事業・催しの目的・内容は公益性がある		
3	当該事業・催しの主催者は、公益に資する団体である		
4	当該事業・催しについて、主催者が使用料等の減免を受ける(財政的支援などの)必要性がある		
5	特定の政党の利害に関する政治活動や特定の候補者を支持する団体(これを反対する団体を含む)ではない		
6	特定の宗教を支持し、支援する宗教活動を行う団体(これを反対する団体を含む)ではない		
7	営利を目的とした事業を行う団体ではない		

減免の判断基準	減免の可否
上記確認結果を総合的に考慮して公益性の観点から減免する「必要がある」「ふさわしい」と認められる場合のみ減免が可能	

- ・ 1～7のチェック項目の確認結果に基づき減免の可否を判断
- ・ 減免の可否の欄に減免できる場合は可、減免できない場合は否と記入